

国民健康保険団体連合会規約例の一部を改正する規約例

国民健康保険団体連合会規約例（昭和三十四年保発第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「及び保健」を「保健等」に改める。

第六条の二の見出しを「（保険料の特別徴収等に係る經由事務）」に改め、同条第五号中「特別徴収に係る經由事務」を「前各号に掲げる事務」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の規定による非課税年金給付に係る事項の通知に関し、連合会を經由して行うものとされた事務

六 前各号に掲げるもののほか、法令又は通知で定める連合会を經由して行うものとされた事務

第六条の三第一項中「前二条」を「前三条」に、「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第五項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の三号を加える。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第五項の規定により健康保険の保険者から委託を受

けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務

二 健康保険法第二百五十四条の四第一項第二号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収、保健事業及び福祉事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する

事務

三 健康保険法第二百五十四条の四第一項第三号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(保険給付の実施等に係る情報の収集又は整理等に関する事務)

第六条の三 この連合会は、前二条に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一 法第百十三条の三第一項第一号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

二 法第百十三条の三第一項第二号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

三 高齢者医療確保法第六十五条の二第一項第一号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

四 高齢者医療確保法第六十五条の二第一項第二号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

第十二条の三第一項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項第一号」に改める。

附則第六項中「並びに第六条の三第一項及び第二項」を「第六条の三並びに第六条の四第一項及び第二項」に改める。

附則第七項中「第六条の三第一項及び第二項」を「第六条の三、第六条の四第一項及び第二項」に改める。

附 則

この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。